

令和8年度北上市森林整備支援補助金実施要領

1 趣旨

北上市では、森林の公益的機能の維持及び林業振興を図るため、県の補助事業を活用して行う森林整備に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

2 補助対象者

補助金対象者は、**市内の森林**において令和8年度に**県が実施する補助事業**のうち、次の各号のいずれかを**活用して森林整備を行う者**とします。

- ① 岩手県森林整備補助金交付規則(昭和48年岩手県規則第73号)第2条に規定する森林環境保全直接支援事業
- ② 岩手県木材産業国際競争力強化対策事業補助金交付要綱(平成28年岩手県森整第341号)に規定する岩手県木材産業国際競争力強化対策事業
- ③ 岩手県森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業費補助金等交付要綱(平成30年岩手県林振第188号)に規定する岩手県森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業
- ④ いわて環境の森整備事業補助金交付要綱(平成20年岩手県林振第21号)に規定するいわて環境の森整備事業

3 補助対象事業及び補助対象経費

補助対象事業及び補助対象経費は、下記の表に掲げるものとします。

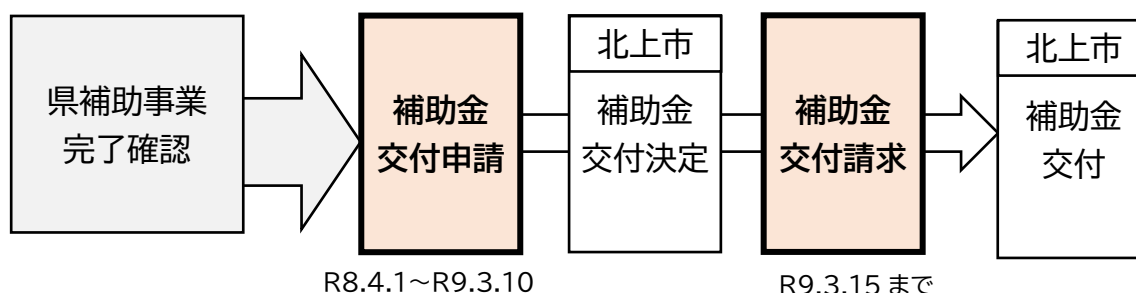
補助対象事業	補助対象経費
造林	森林造成を目的として行う地拵え及び植栽に要する経費
下刈	人工林で行う雑草木の除去に要する経費
除伐及び保育間伐	人工林で行う不用木の除去及び不良木の淘汰に要する経費
枝打ち	林木の枝葉の除去に要する経費
作業道の開設	作業道の開設に要する経費

4 補助金の額

補助対象経費の90%の額から、県から交付される補助金額(補助対象経費以外の経費に係る補助金の額を除く。)を控除した額

5 申請手続き

申請手続きのフローは次のとおりです。



(1) 補助金交付申請

① 申請期間 令和8年4月1日～**令和9年3月10日**まで

※ 申請は随時受け付けます。ただし、予算上限に達し次第、予告なく受付を終了します。

② 提出書類

次の書類を揃えて交付申請をして下さい。

- ・北上市森林整備支援補助金交付申請書(※様式第1号)・
- ・県に提出した補助金申請に係る書類及び交付決定通知書の写し
- ・県補助事業完了確認調書の写し

(2) 補助金交付決定

市の審査を経て、交付決定を行います。不足資料があれば、追加資料の提出を依頼する場合があります。

(3) 補助金交付請求

① 請求期限 **令和9年3月15日**まで

② 提出書類

市の補助金決定後、**速やかに**、次の書類を揃えて補助金請求をして下さい。

- ・北上市森林整備支援補助金交付請求書(様式第3号)
- ・県に提出した補助金請求に係る書類の写し

(4) 補助金交付

実績報告及び交付請求の内容を審査の上、適正であると認められる場合、補助金を交付します。

6 補助金交付申請書、請求書の提出方法及び提出先

① 提出方法

持参、郵送又は電子メール

② 提出先

北上市 農林部 農林企画課 農地林務係

住所:〒024-8501 北上市芳町1番1号

E-mail:nouki@city.kitakami.iwate.jp

7 その他留意事項

- ・北上市補助金交付規則及び本補助金の交付要綱に反したとき、補助事業の申請・実施報告・請求等で不正な行為があったとき、補助金の運用を不相当と認めるときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すとともに、交付した補助金の全部または一部を返還していただくことがあります。
- ・必要に応じて書類を追加で提出していただく場合がありますので、補助対象事業に係る会計書類は保管してください。